

施設利用開始時の ご本人確認にご協力ください

令和6年2月13日より

区内の区民利用施設のうち、主にスポーツ目的施設において、利用者登録の転貸や、使用权の譲渡、構成員以外の不特定多数での施設利用等、不適切な利用があるのではないかと聞いた声が、区民の方々から寄せられています。

不適切な利用を抑制し、一般の区民団体の方々に、適正にご利用いただくために、令和6年2月13日より、施行規則に基づき、団体の構成員であるか、利用開始時にご本人確認をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

世田谷区立公園条例施行規則（書類等の提示等）

第7条の2 条例第11条の2の規定により公園施設の使用の承認を受けた者は、使用に際し、承認書その他の使用の承認を受けた者であることを確認することができる書類等を係員に提示しなければならない。

■ご本人確認の方法

予約している団体の代表者（もしくは団体構成員の方1名）の方は、利用開始時に利用者登録カードと一緒に、本人確認ができる以下の書類を各施設の受付窓口に表示してください。

【本人確認書類】

：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、介護保険者証、後期高齢者医療被保険者証、パスポート（原本）

■本人確認開始日 令和6年2月13日（火）利用分から



■お問い合わせ先 世田谷区

（公園管理者） 世田谷公園管理事務所 電話 03-3412-7841

（けやきネット担当） 地域行政課 区民施設 電話 03-5432-2251